

中部学生ゴルフ連盟 服装規定

連盟加盟員として、学生らしく、清潔感ある服装を心がけること

※華美でないもの、きちんとした身だしなみにすること。

この規程は、合宿および指定練習日にも適用する。

【ポロシャツ】

1. 襟付きシャツを着用のこと。
2. 競技においては自校のユニフォームを用い、ユニフォームなき場合は無地のゴルフウェアを着用のこと。
3. 襟無し半袖シャツ（ハイネックシャツ）、袖無しシャツ（ノースリーブシャツ）、着丈の短い（おへそが見える）シャツの着用は認めない。
4. 学校名を必ず付けること（胸のところ、首の後ろ、袖のところ、一ヶ所以上）
5. ポロシャツの裾はズボンやスカートの中に入れること。

【アンダーウェア】

1. ストレッチ素材のもので、上には半袖ポロシャツを着用のこと。
2. ストレッチ素材でないもの（長袖Tシャツ等）の着用は認めない。

【ズボン】

1. 無地のもので、色は白・黒・グレー・ベージュ・紺に限る。
2. 股上の浅いもの、カーゴパンツ、ライン（前後、側面全て）の入っているものは着用禁止。
3. 男子の短パン着用は不可。
6月から9月まで使用可 ただし、ゴルフ場のドレスコード重視
4. 女子はスカート、ハーフパンツの着用を認めるが、ひざ上10センチ以内とする。7分丈のパンツ着用は不可。

【防寒着】

1. セーター、ベスト、ウィンドブレーカー、レインウェア等を着用する際も、その下にポロシャツを着用すること。
2. クラブハウス内ではレインウェアを着用しないこと。

【企業のコマーシャルロゴ等】

企業の商業ロゴの衣類などへの表示については以下のように定める。

1. 商業ロゴの表示場所はユニフォーム、帽子、キャディーバッグのみとする。
2. 商業ロゴは加盟校毎に大きさ、デザイン等を統一し、表示場所も同じ場所にすること。
3. 商業ロゴの大きさは「外周が22cm以内」とし、それぞれの用品に3ヶ所までとすること。

但し、上記個数には加盟校名や、加盟校を示すマーク類は数えない。また、一般市販品に予めついている製造メーカーロゴ等で3ヶ所を超えた場合は、それに追加して1ヶ所まで認める。

※ユニホーム：加盟校の部員が着用する共通の着衣の全て。(シャツ、ズボン、防寒具、防雨具)

※商業ロゴ：会社名、製品名、サービス名など、特定の物などをアピールするもの。

※一般市販品：誰もが市場で購入可能な製品。(特注品以外の物)

【頭髪】

1. 他人に不快感を与えるような髪型、染髪を禁ずる。

【装飾品】

1. ピアス、貴金属類のアクセサリーは着用禁止。節度を守ること。

【コース来場時、移動時、式典参加時の服装】

1. 学生服またはブレザー、革靴（黒または茶）を着用のこと。
2. 夏季期間中(6月～9月)は学生服またはブレザーの着用はしなくとも持参すること。
3. クラブハウス内ではジーンズ類、Tシャツ、サンダル等、ゴルフ場に相応しくない格好はしないこと。

【ミーティング時の服装】

1. 自校のユニフォーム、学生服、ブレザーのいずれかを着用すること。

【着帽の徹底】

1. 危険防止、日射病防止のため、プレー中は必ず帽子を被ること。
2. サンバイザー、ワークキャップは不可。丸帽子のキャップに限る。
3. スタート時に帽子の無い者は失格とする。

【コースに付設したロッジ、ホテルでの服装、行動】

1. クラブハウス内での入浴、食事の際はジャージやスウェットの着用は自粛すること。（襟付きシャツを着用し、スリッパで館内を歩き回らないこと）
2. 浴室で黒髪に戻すことのないよう、事前に染髪を行ってくること。
3. 浴室で使用したタオルは、きちんと指定場所に片付けること。
4. 廊下で騒がないこと。部屋の備品を壊すことのないよう静かに過ごすこと。
5. 夜遅くの外出は控え、早めの就寝を心がけること。
6. クラブの関係者、スタッフの方へ積極的に挨拶すること。

【練習場での行動】

1. 周りの迷惑にならないよう、私語は慎み、騒がないこと。
2. 練習後は現状復帰して退場すること（ゴミ処理も忘れずに）
3. 来場、退場の際は挨拶をきちんとすること。

※上記の違反について、競技委員より指示があった場合はそれに従うこと。
従わない場合は当該競技への参加を認めない。

※大会の開催コースのドレスコードは、中部学生ゴルフ連盟服装規定よりも優先する。

※この規定は練習ラウンド(合宿等の課外活動を含む)においても適用される。

平成 22 年 3 月 9 日 一部改正

平成 24 年 3 月 13 日 一部改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部改正

平成 26 年 3 月 11 日 一部改正

平成 30 年 3 月 6 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 3 月 23 日 一部改正

令和 7 年 2 月 25 日 一部改正